

◎新潟県告示第970号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年7月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤ヶ谷地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城の越地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道徳地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐山地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水頭川地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	土石流
ナツメ谷地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	土石流
ヨス谷地区	上越市中ノ俣	次の図のとおり	土石流
塩森沢地区	上越市安塚区須川	次の図のとおり	土石流
抜ノ曾川地区	上越市安塚区須川	次の図のとおり	土石流
澄川地区	上越市安塚区須川	次の図のとおり	土石流
牧野(1)地区	上越市安塚区牧野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津止(1)地区	上越市安塚区津止	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
津止地区	上越市安塚区安塚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。）